

時)を新設して出産・子育てを支援すること、遺族年金を改善し(たとえば報酬比例部分を夫婦について合計し、その4分の3を遺族厚生年金とする)、働く女性への支援を厚くする一方、パートタイマーの社会保険加入を促進すること等、検討すべき課題が多い。なお、立候補の年金改正プロジェクトチームによる最終報告には、遺族年金の改善策として、報酬比例部分を夫婦について合計し、その2分の1を遺族厚生年金とする案が盛り込まれた。

従来、高齢化対策のほとんどは高齢者対策に偏っていた。しかし21世紀を展望すると、労働人口の減少が予測されている。出産奨励や子育て支援、さらには女性の就労支援、これらの支援を怠つていると、日本の将来は厳しさが一段と強まるだろう。高齢化対策の優先順位を見直す必要性も多い。

人口高齢化が避けられない日本の将来にとって最も重要なことは、日本経済が今後とも成長していくことである。成長がとまつて「親の世代より豊かになれない」という思いが若者の心を支配はじめたら、パイの奪いあいがはじまるだろう。

本書は、難解な法人税法を容易に理解できるよう税制調査会の答申や立法・通達の発達等資料をとおして規定の趣旨や考え方を知ることができる特徴ある解説書です。

## 体系法人税法

山本守之著

- 本  
書  
の  
特  
徴
- ① 定評のある実務解説者、国家試験指導者としての著者の豊富な見識は、読みやすい分かりやすい文章構成となっている
  - ② 税制調査会の答申や立法・通達の発達等資料をとおして法人税法の解説をしてあらゆるので、税務行政のうえからも規定の趣旨や考え方を知ることができる
  - ③ 豊富な図表で取扱規定や用語の意味を氷解、また理解しにくい項目には設例がありませて解説されているので、立体的に理解してざる 税務経理協会・刊

社会保険料は事業主にとって人件費の一部にはかならない。その引上げは企業経営を圧迫し、企業の国外転出を誘いかねない。国内経済の成長はその分だけ阻害される。社会保険料をあまりに高く設定することは経済政策的にも、また日本の将来にとっても得策とはいえない。

成長阻害度が最も小さい財源は、実は消費税である。消費税は成長の原資である貯蓄・投資に課税しないからだ。したがって高齢化に伴う負担増の少なくとも一部は消費税率の引上げによって調達する方が賢明である。また、その場合、青・壮年期における過度の負担が緩和され、ライフステージごとの負担は從来より平準化される。

従来、国民負担のあり方として今後は租税負担よりも社会保障負担を重視すべきだとしきてきた。このような臨調・行革路線も再検討する必要がある。

ただし現行の消費税にも事業の規模や内容に対して中立的となつてないことをはじめとして、いくつかの欠陥がある。それらの欠陥を是正する必要性も大きい。

(丁)

## 現行消費課税の問題点と改革へのシナリオ

一橋大学教授  
田近栄治

### I はじめに

消費税の導入が決定してから4年近い時間が経過した。導入初年度である1989年度こそ、消費税収は国税合計の7.2%であったが、その後1990年度には9.2%となり、それ以降も国税のほぼ10%となっている。また、消費税の20%は譲与税として地方に配分されていること、また国税として徴収された消費税が地方交付税の財源となっていることも考えると、消費税は国税に留まらず、わが国財政を支える基幹的な税制となっていると言えることができる。

このような基幹的な税制が施行されたが、その反面(所得税や法人税などの)直接税依存型のわが国の税制体質が変わらなかつことも事実である。これは、消費税がこれまでの物品税などのスクラップアンドビルトによつていたことにもよるが、所得税の累進的な性格によるところが大きい。国税・地方税合

計でみて、直接税の割合は最近年で80%近くにも達し、この値は先の税制の抜本改革以来ほぼ同水準で推移している。

こうしたなかで、所得税負担の軽減がさまざまな観点から論じられている。この問題については拙稿で取り上げ<sup>(1)</sup>、さまざまな控除によつて課税最低限が高くなつたため、所得税から一定の税収を上げるためにいわゆる中堅層からかなりの税負担を求めざるをえないことを指摘した。最近(93年11月)税制調査会から『今後の税制のあり方についての答申』が出されたが、そこでもこの問題が中心的に取り上げられ、ライフタイムの視点が打ち出されるなど興味深い議論がなされている。

答申ではまず、「世代を通じた税負担の平準化」の観点から、勤労世代に偏らない税負担の配分の必要性が主張されている。つづいて、「個人所得課税が生涯所得ではなく1年ごとの所得に対して累進課税を行うものだけに、今後……雇用や就労の可動性が増大していく場合にはいつそう」ライフサイクルを通

じた税負担の考え方が重要になると論じている。

シャウブ勧告以来、総合課税を税制の到達点としてきたわが国の税制論議もここまで成熟したかとも思われる答申内容である。もつともこれは、筆者の思い込みが過ぎ、答申の真意は、消費に今後より大きな負担を求めざるを得ないことを訴えることにあるのかもしれない。いずれにせよ、所得税負担の実態と今後の社会保障の財源からみて、消費への課税強化は不可避である。

そこで以下では、「消費にどのように課税したらよいのか」について考えたい。次節では、まずなぜ消費に課税するのかという問題にたち返った後、消費課税のゴールを示す。ここではまた、3つのタイプの消費税を示す。第Ⅲ節では、第Ⅱ節で取り上げた3つのタイプの消費課税が、課税ゴールを達成し得るかについて検討を行い、各税の得失を明らかにする。以上が消費課税のいわば、基礎知識というべき内容である。つづいて第Ⅳ節において、この基礎知識をもとにわが国消費税の問題点を具体的に検討する。「益税問題」「非課税業者の扱い」「負担の逆進性」がここで検討対象となる。第Ⅴ節ではむすびとして、それまでの議論をもとに、今後のわが国消費税改革のシナリオを示す。

## II 消費課税のゴール

### II. 1 なぜ消費課税か

消費課税について論じる前に、「個別の財への課税ではなく、なぜ消費に課税するのか」という疑問に答えなくてはならない。実際、何千、何万という財が経済では使われている。石油は、繊維の原料にもなるし、車の燃料にもなる。そして、家庭の暖房の燃料にもなる。米も、酒や煎餅の原料にもなっているし、

「ご飯」にもなっている。このように考えていけば、経済では実に多くの財が、形を変え利用されていることがわかる。

ここでさらに考えなくてはならないことは、財の多くは生産の中間段階にあり、その財を投入した結果作られる財がまた、次の生産に投入されることである。石油も米も、直接消費される部分もあるが、最終的に消費されるまでにはさまざまな生産工程を経る。政府はそうしたさまざまな形をとる財から税収を上げなくてはならないとする、生産の中間段階にある財にも課税すべきであらうか。

仮に、石油が繊維の原料として使われる段階で課税すべきであろうか。また、米の場合なら、生産に貢の税金（補助金）をかけるべきであろうか。石油も米もともに、海外から輸入可能な財である。とすれば、繊維や酒・煎餅をもつとも効率的に生産するには（同質な原料なら）、もつとも安い投入財を用いるべきである。もつとも効率的に繊維や米を消費者に供給するような経済システムを作り、そのうえで税収を確保するというのが課税の原則となるべきであろう。

つまり、中間段階での課税を避けて、国内総生産額を最大にしたうえで消費に課税するというのが、税収を上げるうえで政府の基本戦略となるべきであろう。もちろん、経済的な理由を超えて特定の財や生産者を保護する必要がある場合は、この限りではないが、安易な生産者保護は内外の批判のなかでいざれ行き詰まることを考えれば、ここで原則はかなり広範囲に適用する。

つぎに、消費に課税するとしてもセーター、スポーツウェア、酒、煎餅、ご飯、……にバラバラの率で課税すべきであろうか。問題をもつと詳明にするために酒のなかで、ビール、日本酒、ウイスキーと焼酎の税率をどうすべきか考えることにする。ここでの悩みは、

折角のビール党がビールへの税率が高いため、その他のものを選択するつらさである。「自分から税金を取るなら、ビールへの課税ではなく、ウイスキーにしてほしい」とこの人は思うかもしれない。

この問題について経済学は、消費者の選好という考え方を導入してそれなりの分析をしているが、世の中にはビール党もいれば日本酒党もいる。それどころか、甘味党もいれば左党もいる。ファッショニズム党もいれば、着たきり派もいる。そのため、実際の政策となるとどうしても、個別物品税の根拠を示すのが難しくなり、一律課税に落ちつかざるを得ない。いわば、痛み分けの結果、そうならざるをえないものである（豊かな社会では、実際何がぜいたく品で、何がそうでないのかを示すことさえ、困難である）。

とすると、(1)中間投入財への課税は極力避けるべきである、(2)最終消費への課税は、現実を考えると一律課税になる、という結論になる。これが、「なぜ消費課税？」に対する答である。

### II. 2 3つの消費課税

つぎに、「どんな消費課税が望ましいのか」について考える。消費課税の候補として、ここでは以下3つのタイプを考える。すなわち、小売り売上税、事業税型（帳簿型）付加価値税およびインボイス型（仕入税額控除型）付加価値税である。このほかのタイプの課税方式があるかもしれないが、われわれは、すでに中間投入段階での課税を控除しているので、実際上ここで考える3つのタイプで十分であろう。以下、3つの型を略称してそれぞれ、「売上税型」「事業税型」および「インボイス型」とよぶことにする。

まず、「売上税型」であるが、これは最終消費に直接的に課税する。これに対して、

「事業税型」と「インボイス型」は、最終消費の額が生産のさまざまな段階の付加価値の額を加えていつたものであることに注目して、生産段階の各付加価値に課税する。後にくわしくみるように、「事業税型」は各段階の付加価値を売上額から仕入額を控除することによって帳簿上把握し、そのうえでこの付加価値に課税する。これに対して、「インボイス型」はまず売上額の総額に対して課税して、その後仕入段階においてすでに課税されていた額を控除する。

かりに、売上額をY、仕入額をCとし、付加価値税率をtとすれば、「事業税型」では、 $t(Y-C)$ によって税額を計算する。それに対して、「インボイス型」では、 $tY-tC$ によって課税額を求める。したがって、この2つの型の消費課税は、課税上の手続きが違うだけでともに付加価値を課税ベースにしているか、以下でみると多段階、複数税率などの現実の状況ではその性格はかなり違ってくる。

さて、この3つの型の消費課税の特徴を考えていきたい。そこで、以下簡単な経済モデルを考えることにする。まず、経済はA、B、Cの3つの部門からなっているとする。A部門は、もつとも基礎的な部門で他の部門からの（中間）投入をいつさい必要とせず、その生産物をすべてB部門に売り渡す。B部門は、A部門からの仕入をもとに財を生産する。その一部は国内で消費され、さらにその残りは第3の部門であるC部門に売却される。C部門は、B部門からの仕入を原材料として、消費財を生産するが、その一部は国内で、残りは海外で消費される。

この経済をたとえてみれば、A部門は綿糸を生産し、B部門はそれから織物を作る。織物の一部は国内で直接消費者に販売され、残りはC部門に売り渡される。アパレルメー

表1 3部門からなる経済の構造

	部 門			最 終 需 要		総生産額
	A	B	C	国内消費	輸 出	
A	YA					YA
B		(1 - $\alpha$ ) YB		$\alpha$ YB		YB
C			$\beta$ YC		(1 - $\beta$ ) YC	YC
付加価値	VA	VB	VC			
総生産額	YA	YB	YC			

(注) 経済は、A、BおよびCの3部門からなっている。部門Aには、中間投入ではなく、部門Bは部門Aの生産物を中間投入財としている。部門Bの生産の一部は、国内消費され、残りは部門Cの中間投入となる。部門Cは、その生産物を国内消費と輸出に供する。

カーからなるC部門では綿のブラウスを作る。そして、ブラウスは国内でも消費されるが、輸出もされる。このように生産が3段階からなる経済において、3つの消費課税がどのように機能しているかを調べることがここでの課題である。

経済モデルをより明確にするために、A、B、C各部門の総生産額をそれぞれYA、YB、YCとする。そして、総生産額から仕入額を控除した各部門の付加価値額をそれぞれVA、VBおよびVCとする。表1は、この記号を用いて3部門からなる経済の構造を示したものであり、いわゆる産業連関表となつている。この表は、3つの財の投入と生産を示しているが、まず、表の第1列はA部門では中間投入にいつさい依存しないで、総生産額YAをあげてることを示している。したがつて、総生産額YAはすべて付加価値額となる。一方、表の第1行は、A部門で生産された財が、すべてB部門の中間投入となつていることを示している。

以下同様にB部門を縦にみれば、すでにうえで説明したようにB部門は、A部門からの仕入を原料として、総生産額YBを生み出す。その結果、この部門の付加価値は、VB (= YB - YA) となる。今度はB部門の生産物の行方を表の第2行からさぐると、総生産額

YBのうち、 $(1 - \alpha)$  YBはC部門の中間投入として用いられ、 $\alpha$  YBは国内で消費される。次にC部門では、B部門からの仕入を原料として、YCなる生産を行い、付加価値としてVC (= YC -  $(1 - \alpha)$  YB) を生み出す。そして、総生産額のうち $\beta$  YCは国内で消費され、残りの $(1 - \beta)$  YCは輸出される。

以上がこの経済の投入と产出の関係であるが、つぎにA、BおよびCの各財の消費に対してそれぞれta、tbおよびtcの率で税金をかけることとする。すでに現実的な観点から、それぞれの消費に対して別個の税率を課すこととは困難であることを指摘したが、ここでは(複数税率の可能性を配慮して)各財の消費に対する税率は異なるとした。さて、すでに述べたように、消費課税のゴールは各税率を各財の最終消費にかけることである。

すなわち、

$$tb \cdot \alpha \cdot YB + tc \cdot \beta \cdot YC$$

がここでの消費課税のゴールとなる。C部門の生産物は、国内の中間投入財とならないという意味ですべて最終生産物となるが、そのうち一部は輸出される。そして、輸出部分は国内消費ではないということ、および輸出を阻害すべきではないという観点(消費地課税主義)から、輸出への課税は通常行われない。

課税方式は、実際は輸出財への税金の還付という形をとり、この経済では、ひとまずtc・YC分の課税を行い、その後輸出分への課税額である、 $tc \cdot (1 - \beta) \cdot YC$ が控除されることになる。

### III 消費税の比較

3つのタイプの消費課税は、うえに掲げたゴールを達成するであろうか。以下、それぞれのタイプについて検討を進めることにする。まず「売上税」であるが、その課税方式はきわめて直接的である。各部門が生産する財のうち国内で(最終)消費される額を見つけだし、各財への税率を適用せよ、というのがその課税方式である。うえの例では、B部門からその国内最終消費額、 $\alpha \cdot YB$ を見つけだし、それにtbの率で課税し、C部門からも、国内最終消費額 $\beta \cdot YC$ を求め、それにtcの率で課税する。

原理はきわめて簡単であり、各財ごとに異なる複数税率にも適用可能である。しかし問題は、その課税方法が簡潔過ぎることにある。端的にいえば、さまざまな財の用途のうち、どうやつてある種の用途を最終消費、そうでない用途を中間投入と認定することができるかである。ガソリンは、工場やセールスマンの車の燃料となるが、家族旅行に出かける車にも用いられる。その区別をするには、ガソリンの用途を追いかけるしかなく、実際問題としては、困難である。それでは、最終消費に認定した課税ということになるが、最終消費と限定できる財は限られており、課税ベースがきわめて小さくなってしまう。何のための消費課税かという、問題の発端にまで至つてしまうのである。

つぎに、「事業税型」付加価値税はどうであろうか。この場合、興味深い事実が見いだ

され、一律税率ならば(第II節の経済では、 $ta = tb = tc$ )、消費課税のゴールは達成される。複数税率でも課税ゴールが達成されるような「洗練された事業税型」付加価値税も考えられるが、これは仕組みが複雑すぎて経済学者用の練習問題の域を脱していない。第II節の経済を例に、こうした主張を検討することにする。

「事業税型」の付加価値税における消費税額は、つぎのように求めることができる。

$$\begin{aligned} & ta \cdot YA + tb \cdot (YB - YA) \\ & + (tc \cdot (YC - (1 - \alpha) \cdot YB) \\ & - tc \cdot (1 - \beta) \cdot YC) \end{aligned}$$

A部門の付加価値は、第II節でみたようにその総生産額に等しい(VA=YA)。したがって、この部門への課税は、この式の最初の項で示されたようになる。第2項は、B部門の付加価値への課税を示す。中かつて表されている第3項のはじめの部分は、C部門の付加価値への課税であり、後の部分は輸出控除を示している。

こうして表された「事業税型」付加価値税の税負担額が、消費課税のゴールであるtb・ $\alpha \cdot YB + tc \cdot \beta \cdot YC$ と(任意に選んだ税率のもので)等しくなるには、 $ta = tb = tc$ が実は必要かつ十分な条件となる。すなわち、一律税率の場合に限りこのタイプの消費税は、消費税の目的を達成する。この場合、一律税率をt (=ta=tb=tc)とおけばすぐにわかるように、税負担は $t \cdot \alpha \cdot YB + t \cdot \beta \cdot YC$ となり、B部門とC部門の国内消費が一定の率で課税されることになる。

複数税率の場合にも、「事業税型」付加価値税が消費課税のゴールを達成することは、概念上は一応可能である。それは、B部門とC部門の仕入額に調整を加え、税負担を以下のように修正することで達成される。

$$ta \cdot YA + tb \cdot (YB - (ta/tb) \cdot YA)$$

$$+ (t_c \cdot (Y_C - (t_b/t_c) \cdot (1-\alpha) \cdot Y_B) \\ - t_c \cdot (1-\beta) \cdot Y_C)$$

すなわち、B部門の付加価値を求めるにあたってA部門からの仕入額を $(t_a/t_b) \cdot Y_A$ とし、C部門の場合にはB部門からの仕入額を $(t_b/t_c) \cdot (1-\alpha) \cdot Y_B$ と評価しなおすことである。こうした調整によって、複数税率の場合にも最終消費に適切に課税することができる。しかし、仕入ごとに評価をかえて課税付加価値額を算定することは、实际上是不可能であろう。

「事業課税型」付加価値税は、取引のたびにインボイスを発行する必要がなく、法人税の納付の際に必要な帳簿で納税事務を十分やつていけうという実行上の利便性がある。これがこの税の最大の利点であるが、ここで示したようにその利点は、一律課税の場合に限定されていることを銘記すべきである。言い換えれば、第Ⅱ節のはじめに述べたように、一律消費課税が現実的な選択である場合に、この税の優位性は高まるのである。

消費課税の第3のタイプである「インボイス型」の場合は、どうであろうか。この場合には、以下に示す税負担の計算からただちにわかるように、複数税率であっても消費課税のゴールが達成される。税負担は、以下のとおりである。

$$t_a \cdot Y_A + (t_b \cdot Y_B - t_a \cdot Y_A) + (t_c \cdot Y_C) \\ - t_b \cdot (1-\alpha) \cdot Y_B - t_c \cdot (1-\beta) \cdot Y_C \\ = t_b \cdot \alpha \cdot Y_B + t_c \cdot \beta \cdot Y_C$$

A部門は仕入を行っていないので、その税負担は先の「事業課税型」の場合と同じである。B部門は、その総生産額（売上額）から $t_b$ の率で税負担をした後、その前段階で課されていた税額の控除が認められる。C部門もB部門と同様であるが、さらに輸出控除が認められる。このように、取引の前段階の税額が全額控除されるため、「インボイス型」の場

合には、税の累積はおこらず、税は前に前にシフトされることになる。その結果、税負担は国内の消費に全額かかることになり、消費税のゴールが達成される。また、ここでの例からただちに明らかのように、この結果は複数税率の場合でも成立する。

結局3つのタイプの消費税のうち、(1)「売上税型」は税率の適用があまりに直接的なため、消費税としての現実性に欠けていること、(2)「事業課税型」は実務上簡潔であるという魅力があるが、その利便性が完全に發揮される力があること、(3)「インボイス型」は複数税率の場合も、最終国内消費に適切に課税でき、もつとも望ましい課税方式であるが、仕入税額を示すインボイスの発行を義務づけるため、税の納付側、徴収側双方にとってかなりのコストがかかるといふことがわかった。

#### IV 現行消費税の問題点

第Ⅱ節と第Ⅲ節において消費課税のゴール、および3つのタイプの課税方式の特質について検討した。以上を消費税の基礎知識として、「益税問題」、「非課税業者の扱い」、「負担の逆進性」の観点から現行消費税の問題について考えていくことにする。

##### IV. 1 益税問題

現行消費税の問題点の一つとして当初から益税問題が指摘されてきた。具体的には、課税売上額が3,000万円以下の事業者を免税業者とする一方、これらの事業者が消費税額相当分の価格上乗せをすることを黙認していることにより、免税事業者に追加的な利益が発生することをさす。また、課税売上額が4億円以下の事業者には、みなし仕入率による仕入税額控除を認めているが（簡易課税制度）、

実際の仕入率がみなし仕入率より低い場合には、ここでも追加的な利益が発生する。このように、税と称しながら、現行の消費税ではその一部が事業者に帰属してしまうことがある。

これは、明らかに消費税を不透明にし、消費者の納税協力意欲をそぐ結果となっている。税の専門家や大蔵省の指摘するように、免税業者の場合その仕入段階でかかった税金を控除できないため、免税業者のかける「消費税」の全額が益税となるわけではない。この点を第Ⅱ節で示した経済で示すと、つぎのようになる。

簡単化のために税率 $t$ の一括課税とし、B部門を免税業者とする。この場合、B部門では、 $t \cdot Y_B$ の課税が免除される。しかし、税の専門家らが指摘するのは、非課税業者となつたB部門は、その仕入である $Y_A$ にかかっている税金である $t \cdot Y_A$ を控除できないということである。したがつて、非課税業者による $t \cdot Y_B$ の益税が発生するわけではなく、それから $t \cdot Y_A$ を引いた額が益税となる。しかも、非課税業者はその売上に全額消費税を転嫁できるわけではないので、益税といつてもその実額はあまり大きいかもしれないというのである。

筆者にはこの議論はあまりに、専門的過ぎ

る。一般の消費者が非課税業者の仕入税額まで考えて、税負担の判断を下すのであるか。消費者にとっては、上乗せされる税金がすべてであり、実際消費者の負担という点からはそれで十分である。もし、仕入段階の税額が控除できないというのが問題ならば、免税業者は課税業者となればいいのである。課税業者となって仕入税額を控除したうえ、消費税分の価格転嫁を図るべきであろう。

もし、さらにこの価格転嫁が困難であるから、特別な措置が必要というのなら、非課税業者に仕入税額の控除を認めるべきであろう。これは、ゼロ税率と呼ばれる措置であり、この分の減収が生じる。しかし、これこそ非課税業者へのつきりした支援措置であり、現行の消費税の場合のように、不透明な益税を発生させるよりはベターであろう。参考までに、大蔵省資料から各國の免税業者の課税売上額を掲げる（表2）。この表から明らかなように、我が国の免税点がきわめて高いことが分かる。また、この点は頗かめたわけではないが、日本以外の国で非課税業者が付加価値税の負担を消費者に求めているというケースを見聞したことはない。

免税業者の扱いと同じく、簡易課税の適用にもまた、十分な配慮が必要である。売上額が4億円の事業者にまで、なぜみなし仕入率

表2 主要国における事業者免税点制度

国名	日本	イギリス	ドイツ	フランス	EC第6次指令
事業者免税点制度等	その課税期間の基準期間（前々年又は前々事業年度）における課税売上高が3,000万円以下の事業者を免税	年間売上高が36,600ポンド（816万円）以下の者は免税	年間売上高が25,000マルク（208万円）以下であり、かつ、当年度において10万マルク（830万円）以下と見込まれる者は免税	年間売上高が前贈年ににおいて7万フラン（168万円）以下であり、かつ、当贈年ににおいて10万フラン（240万円）以下の者は免税	年間売上高が前贈年ににおいて5,000ECU（約78万円）以下の者は免税

（備考）邦貨換算には次の換算率を用いた。1 フラン=24円、1 マルク=83円、1 ポンド=223円

（出所）大蔵省資料

を適用する必要があるのか、という素朴な疑問をぬぐい去ることができない。また、データの公表されている1989年度から91年度において、消費税の総申告件数のほぼ70%が簡易課税によっているという事実もまた、この制度が「中小の事業者」にとつて優遇的な機能をはたしているのではないかという疑問を抱かせる。こうした税の不透明性は、できるだけ取り除くべきであろう。

#### IV. 2 非課税業者の扱い

益税問題の観点から免税業者や簡易課税制度の問題について検討した。これはいわば、負担の公平という問題関心によるが、じつは免税業者や簡易課税制度は、最終消費に適切に課税するという消費課税の仕組みの観点からより重要な問題となっている。「事業税型」にせよ、多段階の消費課税は税を先送りすることにより、中間生産段階での税の重複を避け、最終消費に負担を求めることにその本質がある。ところが、どこかの段階で非課税業者が入つたり、それに近い業者が入ると、税の先送りができなくなる。それまでにかかっていた税が累積する恐れがある。この問題を回避するには、益税問題を論じた際にふれたゼロ税率を適用するなど、制度をかなり複雑にする必要が生じる。

この点各国と比べてわが国はまた、きわめて異例の措置をとっている。すなわち、非課税業者や簡易課税を選択した業者からの仕入税額控除をであつても、課税業者と同様仕入税額控除を認めている。要するに益税を認めているだけではなく、次の段階への販売にあたつては、払つてもいいかもしない「税額」の控除も認めているのである。ここでは、こうした特別措置によって最終消費に適切に課税するという消費課税のゴールが達成できなくなつていることを示す。

そこで、益税問題の場合と同様、B部門を免税業者として、一律課税のもとにおける免税業者の扱い方について考えることにする。今、B部門が免税業者となるとこの経済の税負担は、A部門の課税が先送りできなくなることにより、

$$t \cdot Y_A + t \cdot \beta \cdot Y_C$$

となる。すなわち、A部門の総生産額全体への課税が控除できないままとなってしまう。一方、B部門の売上のうち、国内消費に向かう課税は、B部門が非課税られた  $\alpha \cdot Y_B$  への課税は、B部門が非課税となつたためくなっている。こうして、國內の最終消費に課税するという、消費課税の最も重要な原則が崩れてしまうのである。

わが国では、さらに免税業者であるB部門からの仕入に対しても税額控除を認めている。その結果、税負担をしていないB部門への「みなし課税」分の税収ロスが発生する。うえの例を統ければ、この場合の税負担は、

$$t \cdot Y_A - t \cdot (1 - \alpha) \cdot Y_B + t \cdot \beta \cdot Y_C$$

となる。ここで、 $t \cdot (1 - \alpha) \cdot Y_B$  が新たに発生する税収のロスである。このように、消費課税はますます複雑になり、最終消費に課税するという課税ゴールから遠ざかつてしまふ。そして、非課税業者であるB部門が消費課税の価格への転嫁を行わない場合は、課税業者であるC部門がみなし控除分だけ「生産補助金」を受けるというきわめて混乱した事態を招くことになる。これはまさに、税が生態系に介入すべきではないとした第Ⅱ節の課税の根本を揺るがすことになる。

こうした点は、多かれ少なかれ、簡易課税業者にも適用する。この場合もし、消費課税分が価格に伝嫁されなければ、簡易課税業者から仕入れる業者は隠れた補助金を受け取ることになる。免税業者や簡易課税業者が生産の中間段階から排除されることが望ましくないというのであれば、これらの業者は課税

業者となればいいのである。この原則は、益税問題の場合とまったく同様であり、もし政策的な観点から特定の業者をどうしても保護しなくてはならないのなら、これらの業者を非課税業者として、税収ロスを覚悟のうえでゼロ税率を適用すべきであろう。

#### IV. 3 負担の逆進性

消費税に負担の逆進性があるのか。この問題に対する答は、逆進性の定義による。もし、課税所得を算定する際に、所得控除をいつさい認めず、所得税を所得に比例的に課税しても逆進的でないといふのであれば、消費税も逆進的ではない。しかし、所得税の負担においてかなり大きな課税最低限を設けていることから考えると、所得控除を行わず稼得所得に比例課税するということは、実際には逆進的と映つてもしかたないのである。

消費税の持つこうした逆進性を簡単な例を通して考えることにする。今、かりに所得をすべて消費するとする。この時消費税が10%かかるとすると、これは所得を実質的に切り下げたのと同じ効果をもつ。かりに所得が500万円であれば、10%の消費税は所得を455 (=500/1.1) 万円に切り下げる同一である。この場合、この個人の基礎控除や家庭の形態への配慮をいつさい行つていないつまり、消費税はうえで述べたように、控除なしの比例的な所得税となつているのである。

なぜ、3%の消費税が6兆円を超える税収を生み出すのか。その理由は稼得所得への比例課税であるといふ。消費税のこの仕組みによつて、言い換へば消費税の課税ベースは、所得税と比べてはるかに大きいのである。消費税の負担を考える場合、この点に十分配慮すべきである。

しかし、その一方で高齢化を控え、社会保障の負担が増加していくことも避けられない。

そして、その負担はこの論文のはじめ述べたように、労働者だけでなく社会の成员すべてが分かち合うべきであろう。負担の多くが、社会保障の給付となつて社会に還元するのなら、これまで逆進的と映つていた課税もある程度は受け入れざるを得ないという考え方も成立するのではないだろうか。

結局、消費課税の「逆進的」性格を認めたうえで、今後年金や医療などの社会保障を国がどれほど提供すべきか検討を進めていくべきである。負担は広く国民全体におよぶことを前提に、社会保障と租税負担を同時に視野におきつつ、今後の社会保障像を描くことが求められているのである。社会の活力を失うことなく、今後高齢化社会の問題とどう取り組んでいくか、これがわれわれの直面している最大問題であろう。

#### V おわりに ——消費税の改革に向けて

毎年毎年の所得を課税対象とするわが国の税のあり方に大きな問題が生じていること、そしてこの問題を解決していくためには、一時点の所得ではなく人々の生涯の所得に注目していくべきであることをこの論文のはじめにふれた。そのためには、所得から消費へと課税ベースを徐々に移行していく必要があるであろう。

こうした大きな税制の構造変化をバックランドとして、われわれは消費課税の基本的なあり方をまず検討した。政府はさまざまな経済主体の意思決定にできるだけ介入せず、効率的な生産をサポートしていくべきである。そのためには、できるだけ中間投入財の価格を垂めなければならない。税収は、したがつて最終消費から上げるべきである。これが、われわれの出発点であった。

つぎに消費に課税するとしても、さまざまな財に個別間接税を課すか、一律税を課すかは、きわめて難しい課題である。消費者の選好による最適な課税も議論できるが、さまざまな個人からなる実際の社会では、一律課税によらざるを得ないであろう。まして、ぜいたく品とそうでない財との区別が困難になりつつある現在、一律課税の根拠は強化されているとみるべきであろう。

一律課税を前提に、最終消費に課税するという観点からすると、「事業税型」の付加価値税が有力な課税方法の1つとなる。この場合、課税ベースとなる付加価値は、インボイスを介さず事業者の帳簿から求めることができるので、納税および税務執行上の簡素化やコストの節約ができる。しかし、ひとたび複数税率を導入することになれば、この型では最終消費に適切に課税することができず、「インボイス型」の付加価値税が不可避となる。この場合でも、税率の異なる財ごとに仕入税額を算定しなければならないなど、税務コストは納税者、国税当局双方にとってきわめて大きくなるであろう。

こうした消費課税の基礎を前提として、わが国の消費課税の実態をみると、さまざまな問題が浮かび上がってくる。「益税」がその1問題で、免税業者が仕入税額の控除ができないことが問題であるのなら、課税業者の選択を促進すべきである。また、もし税率の転嫁が困難であるというのが免税業者を認めると理由ならば、税収のロスを覚悟でゼロ税率を適用すべきであろう。いずれにせよ、各國との比較からも明らかのように、課税売上額3,000万円までの免税点の設定は高すぎると言わざるをえない。

わが国の消費課税のもつとも重大な問題は(益税問題とも関連するが)、おそらく非課税業者からの仕入にも仕入税額控除を認めて

いることである。その結果、税制がたんに複雑になるだけでなく、最終消費に課税するという消費課税の大前提が崩れている。また、非課税業者からのみなし仕入税額控除の結果、非課税業者から調達する中間投入財の価格が歪曲すれば、政府は生産に入りしないという消費課税のもつとも重要な前提も成り立たなくなることになる。

以上より、今後の消費課税のあり方の概要が浮かび上がってくる。まず、一律の税率を貰くべきである。これは、消費課税の目的からしても、税務コストの面からしても、きわめて重要な要請である。第2に、一律課税を守ることができれば、インボイス型への移行は、納税の実態を見つ徐々に行つていけばよい。しかし、複数税率となれば、インボイス方式を早急に整えなければならない。第3に、現行の免税事業者や、簡易課税を選択している事業者の扱い方を抜本的に見直し、消費税がその本来の目的である最終消費への課税となるように制度を整え直すべきである。

最後に、消費税の負担については、それが国民に幅広く及んでいるという事実から出発すべきである。そのうえに、今後の社会の活力を失うことなく、どのようにして社会保障力を充実させていくべきか、考えていくべきである。

(1) 所得税の負担がなぜ増大したか、またその改革がなぜ困難であるかは、以下で論じた。田近革が「現行所得税の問題点と改革へのシナリオ」、「税務弘報」1993年10月号、6~12ページ。

(2) 3つの消費税に関するここで議論は、McLure,C., "Mechanics of Three Consumption Taxes", in Crossen,S., Harvey Galper and Charles McLure eds., 1993, *The Value Added Tax: Coming to America?*, Tax Analysts. から示唆を得た。しかし、事業税型の付加価値税の特徴などについては、本稿独自の検討を行つている。

(了)

## 第1 納税義務者・源泉徴収義務者(続88)

弁護士

植松 守雄

### 5 信託(承前)

#### (3) 税制(承前)

##### (基本税制)(承前)

① 所得税、法人税、贈与(相続)税における基本的な信託税制についての論述を続ける。

##### (4) 解釈と問題点(承前)

##### 第三 導管論的な定め(みなし規定)(承前)

所得税、法人税、贈与(相続)税における信託税制の基本である導管論的な定め(みなし規定)(所法13①、法法12①、相法4)につき、引き続きその解釈と問題点についての

##### □前号までの内容□

##### 第1 納税義務者、源泉徴収義務者

1 序論 (1986年10月号)

##### 2 人格のない社団等

(11・12月号、1987年1~5月号)

##### 3 民法上の組合、匿名組合

(6~12月号、1988年1~3月号)

##### 4 外国法人事業組織

(1) 序説  
(2) パートナーシップ・リミテッドパートナーシップ (1988年4~11月号)

##### 5 信託

(12月号、1989年1~12月号、  
1990年1~12月号、1991年1~12月号、  
1992年1~12月号、1993年1~12月号、  
1994年1月号)

検討を行う。

② (所法13①、法法12①)(承前) '90年3月号以降の所法13①、法法12①に関する問題の検討を続ける。

(f)(承前) 所法13①、法法12①の導管論的な定め(みなし規定)の解釈と問題についての論述のしめくくりとして、同年7月号から取り上げている、その適用面で一種のひずみ現象がみられる信託、すなわちみなし規定をそのまま適用することに問題があつて、国税庁通達でその適用の緩和やその形式的適用の除外が定められている信託等についての論述を続ける。このような信託として、これまでに特定金銭信託等(同年7月号)、住宅ローン債権信託等(同年8月号)及び設備信託(車両等の信託)(同年9月号~'91年1月号)を取り上げ、さらに続いて土地信託の問題を取り上げてきており(同年2月号~)、以下もその記述をしめくくるための続篇である。なおここでの土地信託とその税制についての記述は、上記のような問題意識の一環としての視点からのものである。

(4)(承前) 土地信託について、まず今日一般に土地信託として理解されている信託の内容につき述べ、そのような信託手法は単に個